平 成 30 年 度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

呉 市 監 査 委 員

呉 監 第 134 号
令和元年８月 21 日

呉市長　新　原　芳　明　様

呉市監査委員　奥　野　　彰
同　　迫　　正　博
同　　岩　原　　昇

平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により，審査に付された平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し，別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目　　次

平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
第１　審査の対象 …… 1
第２　審査の期間 …… 1
第３　審査の概要 …… 1
第４　審査の結果 …… 1
１　健全化判断比率 …… 2
（１）健全化判断比率の状況 …… 2
ア　実質赤字比率 …… 2
イ　連結実質赤字比率 …… 2
ウ　実質公債費比率 …… 3
エ　将来負担比率 …… 4
（２）是正改善を要する事項 …… 5
２　資金不足比率 …… 6
（１）資金不足比率の状況 …… 6
（２）是正改善を要する事項 …… 6

平成30年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和元年７月４日から８月14日まで

第３　審査の概要

この審査は，市長から提出された平成30年度（以下「当年度」という。）健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお，各比率の状況及び是正改善を要する事項並びに審査意見は，次のとおりである。

1　健全化判断比率

（1）健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は，第1表のとおりである。

第1表　健全化判断比率の状況

区　　分	平成30年度	平成29年度	増　減	早期健全化基準
	%	%	ポイント	%
実質赤字比率	－	－	－	11.25
連結実質赤字比率	－	－	－	16.25
実質公債費比率	10.5	11.0	△ 0.5	25.0
将来負担比率	86.6	82.1	4.5	350.0

（注）1　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は，「－」で表示している。
2　各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には，財政健全化計画を定めなければならない。

ア　実質赤字比率

実質赤字比率は，市税，地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等（一般会計，母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計，公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。）について，歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので，標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。以下同じ。）で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は2,729,322千円の黒字となっており，対象となる全ての会計においても，実質赤字額は発生していない。

ついては，引き続き健全な財政運営の確保に努められたい。

イ　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は，一般会計等に公営事業会計（16会計）を合わせた全会計（20会計）の赤字額と黒字額を合算して，市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は7,533,754千円の黒字となっており，対象となる全ての会計においても，実質赤字額は発生していない。

ついては，引き続き健全な財政運営の確保に努められたい。

ウ　実質公債費比率

実質公債費比率は，一般会計等の支出のうち，義務的に支出しなければならない公債費の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費（以下「元利償還金」という。）及びこれに準じた経費（以下「準元利償還金」という。）を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去３か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は10.5％で，前年度に比べ0.5ポイント低下し，早期健全化基準（25.0％）を下回っている。

ここで，当年度の実質公債費比率の算定基礎は平成28年度から当年度までの数値であり，平成29年度の算定基礎は平成27年度から平成29年度までの数値であることから，重複していない当年度と平成27年度を単年度で比較してみると，第２表のとおりである。

第２表　単年度数値の比較表

（単位　千円，％）

区　　分	平成30年度	平成27年度	増　減	増減率
元利償還金	11,343,944	12,470,962	△ 1,127,018	△ 9.0
準元利償還金	2,876,360	3,304,102	△ 427,742	△ 12.9
合　　計　（A）	14,220,304	15,775,064	△ 1,554,760	△ 9.9
基準財政需要額に算入された公債費	8,148,927	8,620,009	△ 471,082	△ 5.5
基準財政需要額に算入された準公債費	1,626,273	1,740,203	△ 113,930	△ 6.5
合　　計　（B）	9,775,200	10,360,212	△ 585,012	△ 5.6
標準財政規模　（C）	55,502,958	58,015,665	△ 2,512,707	△ 4.3
（A）－（B）	4,445,104	5,414,852	△ 969,748	△ 17.9
（C）－（B）	45,727,758	47,655,453	△ 1,927,695	△ 4.0
実質公債費比率（単年度数値）　$\frac{（A）－（B）}{（C）－（B）}$	9.7	11.4	ポイント △ 1.7	－

当年度は，平成27年度に比べ，実質公債費比率の単年度数値が1.7ポイント低下している。

この主な要因は，普通交付税等の減により標準財政規模が2,512,707千円減少し，分母（（C）-（B））で1,927,695千円（4.0％），元利償還金が1,127,018千円減少し，分子（（A）-（B））で969,748千円（17.9％）それぞれ減少したものの，分子の減少割合が分母の減少割合を上回ったことによるものである。

これにより，前述のとおり，実質公債費比率も低下している。

また，前年度の数値を中核市平均と比較してみると4.5ポイント上回っている。

なお，今後は，災害復旧・復興事業の財源として，地方債を借り入れることにより償還金が増加することも予想される。市債の借入れについては，財政の硬直化を招くことのないよう，計画的に交付税措置の高い有利な起債を活用するなど，健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに，実質公債費比率の最近５年間の推移は，第１図のとおりである。

第１図　実質公債費比率の推移

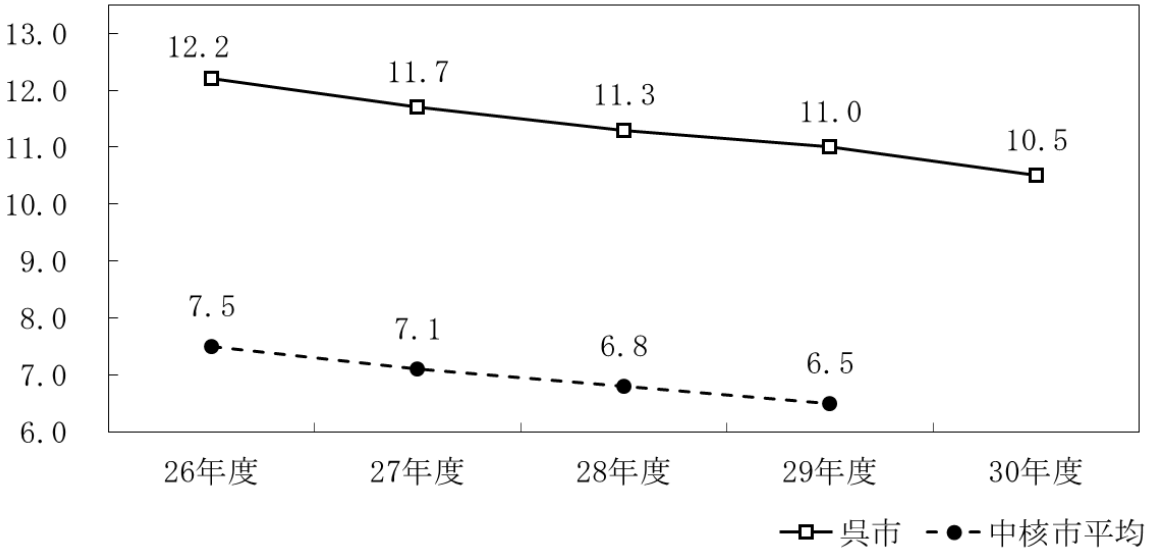

エ　将来負担比率

将来負担比率は，一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（以下「将来負担額」という。）を把握し，その額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上，標準財政規模を基本とした額で除したものである。

当年度の将来負担比率は86.6％で，前年度に比べ4.5ポイント上昇しているものの，早期健全化基準（350.0％）は下回っている。

この主な要因は，財政調整基金等の減により将来負担額の控除財源である充当可能基金で2,217,494千円減少したことにより，実質的な将来負担額が前年度に比べ1,710,178千円（4.5％）増加したことによるものである。

また，前年度の数値を中核市平均と比較してみると33.1ポイント上回っている。

なお，今後も，災害復旧・復興事業の財源として，充当可能基金である財政調整基金の取崩しなどが予想されることから，効率的かつ効果的に事業を実施し，健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに，将来負担比率の最近５年間の推移は，第２図のとおりである。

第２図　将来負担比率の推移

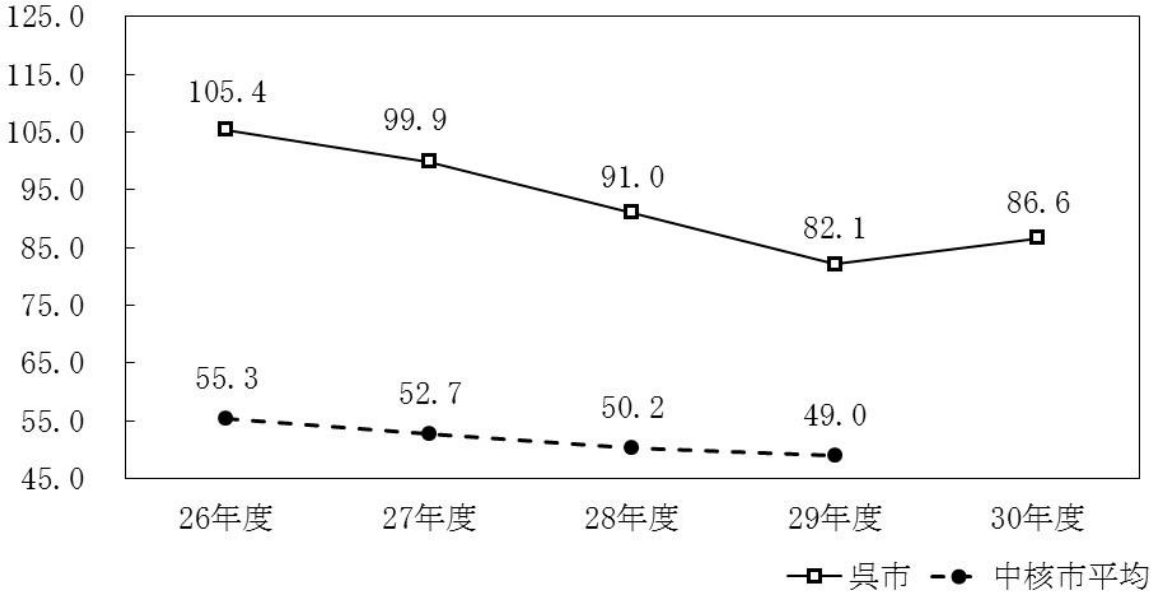

（２）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2　資金不足比率

（1）資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は，第３表のとおりである。

第３表　資金不足比率の状況

（単位　%）

区分			平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
法適用企業	病院事業会計		－	－	20.0
	水道事業会計		－	－	
	工業用水道事業会計		－	－	
	下水道事業会計		－	－	
法非適用企業	宅地造成事業以外	集落排水事業特別会計	－	－	
		地方卸売市場事業特別会計	－	－	
		野呂高原ロッジ事業特別会計	－	－	
		港湾整備事業特別会計	－	－	
	宅地造成事業	内陸土地造成事業特別会計	－	－	
		臨海土地造成事業特別会計	－	－	

（注）１　資金不足額がない場合は，「－」で表示している。
　　２　経営健全化基準以上となった場合には，経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は，一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について，公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

当年度の資金剰余額は，法適用企業では病院事業会計が159,461千円，水道事業会計が1,854,731千円，工業用水道事業会計が773,964千円，下水道事業会計が1,026,109千円となっており，法非適用企業では地方卸売市場事業特別会計が963千円となっている。その上，対象となる公営企業10会計において，資金不足額は発生していない。

しかし，下水道事業会計を始め，多くの会計で一般会計からの繰入金等があり，法非適用企業においては，当該繰入れにより収支均衡を図っているものもある。

ついては，当該繰入金等の減少を図るなど，一層，健全な財政運営の確保に努められたい。

（2）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。